

川崎市上下水道局業務委託に関するプロポーザル方式事務取扱要綱

(平成19年12月7日19川水総契第650号)

(趣旨)

第1条 上下水道局が委託する業務（以下「委託業務」という。）において、プロポーザル方式により受託者として最も適した者（以下「受託適格者」という。）の特定を行う場合の事務取扱については、川崎市上下水道局契約規程（昭和41年川崎市水道局規程第28号。以下「契約規程」という。）、川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（令和7年川崎市上下水道局規程43号）その他別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) プロポーザル方式　技術提案書（第1号様式。以下「提案書」という。）を提出する提案者を公募又は選定し、当該提案者に対するヒヤリングの内容及び提案書について審査及び評価を行い、委託業務の受託適格者を特定する方式をいう。

(2) 公募型プロポーザル方式　プロポーザル方式のうち、提案者を公募して行うものをいう。

(3) 指名型プロポーザル方式　プロポーザル方式のうち、委託業務の提案者として適當と認める者を選定して行うものをいう。

(対象)

第3条 プロポーザル方式により受託適格者の特定を行うことができる委託業務は、次の各号のいずれかに該当するものであって、著作権、特許権及び非公開情報を必要としないものでなければならない。

- (1) 高度な技術力又は専門的な技術若しくは経験を必要とするもの
- (2) 本市において仕様を定めることが困難なもの
- (3) その他プロポーザル方式により受託適格者の特定を行うことが適当であると認められるもの

(参加資格)

第4条 提案者は、次に掲げる者でなければならない。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 契約規程第2条の規定により一般競争入札に参加できない者
 - イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（昭和63年9月1日63川財工第166号）第2条又は第3条の規定により指名停止を受け、指名停止期間中である者
- (2) 川崎市業務委託有資格業者名簿において、委託業務の業種・種目で登録されている者であること。
- (3) その他必要と認める要件を備えた者であること。

(委員会)

第5条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、プロポーザル方式により受託適格者の特定を行おうとするときは、プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 審査委員長は、総務部担当部長（財務担当）をもって充てる。
- (2) 委員は、部長（川崎市上下水道局事務決裁規程（昭和62年川崎市水道局規程第15号）第2条第1号に規定する部長をいう。）のうちから管理者が指名する者及び委託担当課（川崎市上下水道局事務分掌規程（昭和56年川崎市水道局規程第9号）第2条の規定に基づき所掌する事務について委託を発注する課、センター、所及び場をいう。以下同じ。）の長（担

当課長が所掌する事務に関して委託を発注する場合にあっては、当該担当課長）をもって充てる。

（3）審査委員会の事務局は委託担当課に置く。

3 審査委員会は、次に掲げる事項を審議し、管理者に上申する。

（1）受託適格者の特定をプロポーザル方式により行うことの適否

（2）プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）の構成

（3）提案書の評価に関する基準

（4）技術者の評価に関する基準

（5）その他必要な事項

4 管理者は、審査委員会の上申を受け、前項各号に掲げる事項を定める。

5 管理者は、受託適格者の特定をプロポーザル方式により行うことが適当であると決定したときは、評価委員会を設置する。

6 管理者は、必要があると認めるときは、評価委員会に学識経験を有する者を委員として加えることができる。

7 評価委員会は、次に掲げる事項を行う。

（1）公募型プロポーザル方式において、第4条第3号に基づき提案者が備えるべき要件を定めること。

（2）指名型プロポーザル方式において、第4条第3号に基づき提案者を選定する基準を定めること。

（3）提案者に対するヒヤリング

（4）ヒヤリングの内容及び提案書に対する審査及び評価
(実施の公表)

第6条 管理者は、公募型プロポーザル方式により受託適格者の特定を行おうとするときは、次に掲げる事項を、川崎市ホームページへの掲示等の方法により公告するものとする。

- (1) 委託業務の名称、内容及び履行期間
 - (2) 参加資格
 - (3) 評価基準
 - (4) 委託担当課
 - (5) プロポーザル関係書類提出要請書（第2号様式。以下「要請書」という。）の交付期間、場所及び方法
 - (6) 提案書の提出期限、場所及び方法
 - (7) 使用する言語及び通貨
 - (8) 関連情報を入手することができる窓口
 - (9) その他必要な事項
- (参加意向申出)

第7条 公募型プロポーザル方式において提案書を提出しようとする者は、プロポーザル参加意向申出書（第3号様式。以下「参加意向申出書」という。）に必要な書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(参加資格の確認等)

第8条 管理者は、参加意向申出書を提出した者について、第4条に規定する要件に該当する者（以下「参加資格者」という。）であることの確認を行い、その結果を参加資格確認結果通知書（第4号様式）により通知する。

2 確認の結果、参加資格者と認められなかった者（以下「非参加資格者」という。）に対する通知には、当該資格を認められなかった理由を記載するものとする。

3 非参加資格者は、管理者に対して、参加資格者と認められなかった理由について書面による説明を求めることができる。

(参加業者の指名)

第9条 管理者は、指名型プロポーザル方式により受託適格者の特定を行おう

とするときは、第4条に規定する要件に該当すると認めた者（以下「被選定者」という。）を選定し、プロポーザル参加指名通知書（第5号様式）を送付し通知する。

2 被選定者のうち提案書を提出しようとする者は、提出意思確認書（第6号様式）を管理者に提出しなければならない。

（提出要請）

第10条 管理者は、参加資格者及び前条第2項の規定により提出意思確認書を提出した者（以下「指名参加者」という。）に対し要請書を交付し、提案書の提出を要請する。

2 管理者は、要請書の交付に当たり特に必要があると認めるときは、参加資格者及び指名参加者に対し個別に説明を行うものとする。

（提案書の提出等）

第11条 参加資格者及び指名参加者は、管理者が指定する期限までに、必要な書類を添えて提案書を管理者に提出しなければならない。

2 評価委員会は、提案書の提出があったときは、提案内容についてのヒヤリングを行うものとする。

（参加資格の喪失等）

第12条 参加資格者及び被選定者が、契約を締結するまでの間において次の各号のいずれかに該当するときは、参加資格を失うものとし、参加資格を失う者（以下「参加資格喪失者」という。）が既に提出した提案書は無効とする。

（1）第4条に規定する要件に該当しないこととなったとき。

（2）提出した書類に虚偽の記載をしたとき。

（3）第5条第6項の規定により評価委員会の委員となった者の援助を受けて提案書及びその関係書類を作成したとき。

2 管理者は、参加資格喪失者に対し、参加資格を失う旨及びその理由を参加資格喪失通知書（第7号様式）により通知する。

3 参加資格喪失者は、管理者に対して、参加資格を失う理由について書面による説明を求めることができる。

（受託適格者の特定）

第13条 管理者は、ヒヤリングの内容及び提案書に対する評価委員会の審査及び評価に基づいて、受託適格者を特定する。

2 管理者は、前項の結果について、提案者に対し結果通知書（第8号様式）により通知する。

3 受託適格者として特定された者以外の者は、管理者に対して、特定された理由について書面による説明を求めることができる。

（契約交渉）

第14条 管理者は、受託適格者と契約締結の交渉を行う。

（その他）

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月7日から施行する。

附 則（平成22年3月31日21川水総契第1176号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日29川上総管第3032号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日2川上経管第2845号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月25日7川上総財第1843号）

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。